

## 『賀茂注進雑記』 粹注と口語訳素案

賀茂県主同族会歴史勉強会

### 『賀茂注進雑記』解題

この本が書かれた経緯は奥書や当時の社務記に書かれています。また、これらを参照して、昭和十五年刊の『賀茂注進雑記』（賀茂別雷神社編）の「例言」にその経過がまとめられています。

延宝七年（1679）十月に当社の御造営の御礼に権禰宜維久、保守と就久の三名が江戸幕府に赴いたとき、幕府の寺社奉行であつた松平山城守と板倉石見守から、賀茂別雷社の由来、歴史、祭礼の次第、社家や神領等について、全般的な報告書を提出するようになり請されたことから始まります。それまで、いろいろな書物に断片的に賀茂別雷社の記事が書かれていたのですが、まとまつた知識が得られるような解説書は作られていました。

翌年（延宝八年）に帰京した彼らから、その命令が神社に伝えられました。三月朔日から神主保可、権禰宜維久、季通並びに月奉行や六役（沙汰人三名、雜掌二名、執筆一名）を加えて、内容の審議が始まりました。連日、評議所に集まつて熱心な編纂作業が展開されました。報告すべき内容が決まり次第、順次に手分けして原稿が作られ、十三日からはさらに就久、氏侍、清在、詮俊や季棟らが加わつて清書が行われました。そして、三月二十一日には墨付百八十枚の報告書『賀茂注進雑記』が完成し、飛脚便にて江戸へ送ら

れると記録されています。

当時は標準とするような神社の概説書もなかつたので、この本の編纂には大変な苦心が払われたようです。古い社務記ばかりではなく、各社家に残されていた記録なども調べ、また数多くの書籍からも当社に関する記事を引用しました。参考にされ引用された主な文献は『日本紀』、『続日本紀』、『類聚国史』、『皇朝類苑』、『三代格式』、『江家次第』、『親長卿記』、『姓氏錄』、『年中行事』、『当社系図』、『社務記』、『御記』などが挙げられています。各社家に伝わる伝記なども収録しましたが、ただ、伝承（言い伝え）とか深い秘密に包まれた事柄などは書くことが出来なかつたと述べています。

この本の内容は次の八部に分かれています。

#### （一）第一 當宮本縁 諸書之説

当社の由来と当社が山城国の總社であるとともに、首都の鎮守であること。

#### （二）第二 祭礼

賀茂の国祭、賀茂祭、臨時祭の起源と内容、また、年中御神事次第として正月から十二月までの神事の説明。

#### （三）第三 神寶・神服・祭器等

本殿・権殿の「内陣の御靈寶」、御装束・御調度・神道祭具のこと。

(四) 第四 齋院 齋院次第 齋王ト定事

歴代の賀茂齋院のこと、齋院ト定のこと。

(五) 第五 行幸・官幣・御幸 附祈願・靈験等

奈良時代以降の皇室の御崇敬の事実、行幸とその次第など。

(六) 第六 造営

天武天皇以降の神社造営の沿革、本社以下摂社や末社のこと。

(七) 第七 社家 官位諸司

社家の由来とその主な人物の逸話、官位位階、補任、宮内諸役人、社職料のこと。

(八) 第八 神領 官符ならびに代々手継証文等

社領・神域について公家・武家から出された太政官符・院庁下文・將軍御教書などの文書。

執筆の責任者であつた季通は、その後社中の許しを得て、提出本に載せなかつた古い文書を、後の参考のために書き加えて残したとのことです。しかし、当時はこの文書は秘密の本として尊ばれて、他所に出すことを固く禁じられていました。この本の存在が広く知られるようになったのは、前述の『続々群書類從』でもあります。昭和十五年の上賀茂神社刊の改訂版『賀茂注進雑記』が流布したためと考えられます。

この『賀茂注進雑記』はわれわれ賀茂県主同族にとって、上賀茂神社との関係を明確にする、まさにバイブル的な本だと思います。しかし、翻刻はされているものの、語句や文章が難解であるため、読まれた方は数少ないと思われます。賀茂県主同族会歴史勉強会は同族の皆様がこの本を読まれる際の一助ともなればと考えて、本文の語句の釈注ならびに出来る限り本文に忠実な口語訳を提供する次第です。(文責 梅辻)

以上のような多岐にわたる内容を、全員の総力を挙げてとはいうものの、僅か二十一日間にまとめあげ、しかも内容はビジネス文書の域を超えて、随所に和歌を配して文学性の高い文献となつています。当時の人々の高い学識を窺い知ることができて、まことに敬服の他はありません。事実、この文書はその後、高く評価されて、明治三十九年には国書刊行会より『続々群書類從 神祇部』に收められました。

上賀茂神社に残されたのは江戸幕府に提出したものの写本です。

## 『釈注ならびに口語訳』凡例

- 一、昭和十五年 賀茂別雷神社刊 改訂版『賀茂注進雑記』に準拠して、その語句に釈注をつけ、また口語訳を試みました。
- 一、上段には『賀茂注進雑記』の原文を掲げ、下段には口語訳を示しています。
- 一、上段の原文の中の括弧（）内の数字は釈注の番号を示します。
- 一、延宝八年の原文にたいする後世の加筆は昭和十五年の改訂版では小字で付記されています。この文では、この加筆部分を『』で示しています。また、文献名も同様に『』で示されています。ただし、この文では加筆部分を完全には再録してはいないので、詳しくは昭和十五年の改訂版を御参照ください。
- 一、下段の口語訳は意訳を避けて、出来るだけ原文に忠実な訳を試みました。よく分からぬ箇所も多々ありますが、より一層の解釈は次の段階へ譲ります。
- 一、口語訳の語句につけたルビは、原文にあつたものはそのままつけ、その他は『広辞苑』や『神道史大辞典』にある読み方でルビを付けています。
- 一、原文中の漢文は、口語訳の中では『書き下ろし文』として表しています。また、宣命体は口語訳をしないで、そのまま表しています。

一、原文の「第一」から「第八」までの各部の釈注は、藤木文雄執筆の稿を月例の勉強会で出席者に講述し、逐次確認しながら作成しました。

一、この訳文に付した釈注は藤木文雄の作成にかかる稿本を同氏の許諾を得て掲載したものであり、文責は同氏に帰属します。

一、確認された釈注稿を参照しながら、梅辻諄が口語訳の草案を作成し、月例の勉強会にてメンバーで読み合わせ、補筆しながら訳文を作成しました。

一、この作業に参加したメンバーは次の通りです。

市忠顯、浦野邦夫、梅辻諄、岡本清信、北大路元顯、西池恒氏、錦部俊和、藤木琢也、藤木文雄、藤木茂、藤木保誠、堀内義晃、松田一雄、山本裕司、山本宗尚。

一、この『釈注ならびに口語訳』の『みたらしのうたかた』への掲載につき、賀茂別雷神社宮司 田中安比呂氏の御賛同を頂きました。

以上（文責 梅辻）

## 『賀茂注進雑記』釈注と口語訳素案

賀茂県主同族会歴史勉強会

### 第一 當社の由緒　いろいろな本に書かれている諸説

#### 第一當宮本縁 諸書之説

賀茂皇太神宮(1)の本縁は昔より一社の深秘にて、社家の中にも信機にあらざれば浅略の儀を伝へて相承の奥義をゆるし伝る事なし。況や他授に及び外に伝る事あらず候へば、今以てあらばに筆舌に難述候。しかはあれど社家の文書所見の趣あらまし要を摘て注進つかうまつり候。此等の事は世間流布の書籍にも歴覧あるべく候歟。或神書(2)に云く、天地未分(3)まろかれたる中に太もとの御神まします、清るは天となり濁れるはくだりて地と成しより、陰陽の両神わかれまして、陽徳の御神は天の事をつかさどり、陰徳の御神は國土をしろしめすといへり。又云、當社の神詠(4)に、

ちはやふるわけつち山に宮居して  
天くだること神代よりさき

ちはやふるわけつち山に宮居して  
天くだること神代よりさき  
ある『神書』に書かれているのは、「天と地がまだ分かれいで丸い状態にあつたときに、おおもとの神は物が融け合つて一つに集まつた状態の中におられました。やがて澄んだ部分が天となり、濁つた部分は下に下がつて地面となつたとき以来、陰と陽の二人の神様がそれぞれ別の仕事を受け持ちました。陽の徳を持った神様は天のことを支配し、陰の徳を持った神様は國土を治めることになつたのだ」と述べています。また、この神社の神詠(当神社の祭神が詠んだという和歌)にも、

ちはやふるわけつち山に宮居して  
天くだること神代よりさき

賀茂皇太神宮の起源あるいは由緒は、昔からこの神社の深い秘密であつて、社家の人々の中でも信用のできない人には「大まかな事だけを伝えて、先師から学びうけ伝えた奥深く肝要な事柄などを伝えることを許さなかつたほどです。まして、この社家以外の人には教えることはなく、外部の人にそれが伝わることはなかつたのですから、いまだに公然と文書や言葉で表すのは大変難しいのです。このような状態ですが、社家に伝えられた文書などを読んで、あらましをかいつまんで御報告申しあげます。このような内容は世間一般に出回つてゐる書籍でも見ることができるのではないかと思います。

ある『神書』に書かれているは、「天と地がまだ分かれいで丸い状態にあつたときに、おおもとの神は物が融け合つて一つに集まつた状態の中におられました。やがて澄んだ部分が天となり、濁つた部分は下に下がつて地面となつたとき以来、陰と陽の二人の神様がそれぞれ別の仕事を受け持ちました。陽の徳を持った神様は天のことを支配し、陰の徳を持った神様は國土を治めることになつたのだ」と述べています。また、この神社の神詠(当神社の祭神が詠んだという和歌)にも、

と託し給へるとみえたり。同私記(5)に、賀茂御神は陰徳にて男神、伊勢は陽徳にてしかも女神に坐す。天地陰陽両神相対の御神徳靈験いちしるくおはしまし、伊勢に内外、賀茂に上下の両社たたせたまふ。深秘不可説の口決(6)ども難筆相承の傳を受べしと云々。

豊葦原ト定記(7)云、古に八十万の神達を天高市(8)に集給ひ神議に議り給ひて可遣神を神尋に尋出し奉り、武雷の神(9)と齋主(10)の神とを降し給ひ、千早振悪神を悉皆伏せまつろへて遂に かへり」と 報申す。

此の後、建角身命(17)国々を見巡おはしますに、ここに天鈿女命(12)磐樟船(13)を漕奉り、尊を神代浦(14)の浪静なる磯まで送りおはします。仍天神より賜ひし三の神寶(15)を以て此國の固とならせたまんとて、北山の麓に應化(16)し、百王(17)を守り給ふ。經津王(18)、武雷神も同此所に垂跡(19)し給へりと云々。

上宮太子記(20)云、平京深山なるを御覽じてのたまはく、國中の秀たる國、日本の中心天下無双の勝地なり、四神(21)相應せり。

この神社がいかに古いかということを和歌にことよせて述べておられるのがあります。同じ『私記』にも、「賀茂の神様は陰の徳を持つ男の神様、伊勢皇太神宮は陽の徳を持つ神様で、しかも女神でいらっしゃる。天と地、陰と陽の神様の御神徳と靈験は著しくおわして、伊勢には内宮と外宮、賀茂には上賀茂社と下賀茂社のそれぞれ二つの社を設けておられる。深い秘密に包まれて説明すべきでない事柄は書き表すことも難しいので、口伝えに次々と伝承しなければならない」と述べています。

『豊葦原ト定記』という本に書かれているのは、昔、(高皇產靈命)が大勢の神様を天高市に集め会議をさせて地上に派遣する神を選出した時、武雷神と齋主神が選ばれて天から地へ行き、荒々しくて悪い神をことごとく退治して、最後には天に帰つて報告をしました。その後、建角身命が諸国を見てまわつたのですが、この時、天鈿女命がいて、磐樟船をみずから漕いで、建角身命を神代の浦の波の静かな磯までお送りされました。なお、天の神から授かつた三つの神宝をもつて、この国の礎にしようとされて、北山の麓に神として姿を現し、多くの王たちをお守りになりました。經津主神と武雷神も同じ場所に神としての姿をお見せになつたと述べています。

『上宮太子記』には次のように書いています。「太子がこの平安京の深い山並みを御覽になつて仰つたことであるが、ここはいろいろな國の中で最も優れた場所であり、日本の中心として天下に並

南は晴、北は塞り、仏閣・皇居建立するに尤相應する也。東に流水ありて福寿長遠のいはれをあらはす、東西に長山遙に連れり、諸方に靈神先立て此地を守護し給ふ、我滅後（22）百七十余年ありて此所都なるべし。しかも北山の麓に月神（23）の應化して百王を守り給へる靈神坐す。即ち賀茂大明神御事也云々、又同北山の高嶺に龍神（24）常に止住し給ひ京城を守護す、貴布楠大明神（25）是也云々。

山城國風土記（26）云ふ、可茂を賀茂と称するは、日向国（27）曾の峯に天降まします神、賀茂建角身命是也、神倭石余彦（28）の御前（29）に立おはしまして大倭かつらき山（30）の峯にやどりましまし、かしこより漸々うつりて山代国（31）岡田（32）の賀茂にいたり給ひ、山代河（33）にしたがひて下りましまし、葛野河（34）と賀茂河のあふ所にたりましまして賀茂川を見巡してのたまはく、狭小なれども然も石川の清川ありとのたもうて名づけて石川ノ瀬見ノ小川といふ。彼川上より上りましまして久我の国（35）の北山に基に定り坐す。その時より賀茂と名づくといえり。賀茂建角身命、丹波國神野（36）の

びのない優れた場所であり、その地形が四神に対応している。南は明るく開け、北は山で塞がつてているので、お寺や皇居を建てるにはとりわけ条件の合つたところである。東には水の流れる川があつて、福も壽も長く永遠である根拠を表している。東と西には長い山が遙かに連なつてゐる。方々にもともと靈神が鎮座しておられて、この地を守つて頂いている。私（太子）が世を去つてから百七十年あまりで、この場所は都となるに違いない。しかも、北山の麓には月の神が姿を変えて現われ、多くの王たちをお守り下さる靈神がいらっしゃる。つまり、賀茂大明神のことである。また、同じ北山の高い嶺に龍神が常に留まつておられて、都を守護されている。貴布楠大明神がこれである」と述べています。

『山城國風土記』には「可茂を賀茂と呼ぶのは、日向の國の曾の峰に天から下がられた神が賀茂建角身命であつたからである。神倭石余命（神武天皇）の先導としてお立ちになつて、大和の國の葛城山の峰々に滞在しておられたが、やがてこの場所から次第にお移りになつて山城の國の岡田の賀茂にお移りになつた。さらに、山代河に沿つて川を下られ、葛野川と賀茂川の合流点に達して、賀茂川を見渡して仰つたのは、ここは川幅が狭くて小さい流れであるが、しかし、石川の清らかな川があるので、石川の瀬見の小川と名をお付けになつた。そして、その川の上流へ上流へと上がり、久我の北山の麓に住いを定められた。その時から賀茂と名づけられ

神伊可古夜日女を娶りて子を生みます。玉依日子次に玉依姫と名づく。玉依姫石川瀬見小川にして川遊せし時に丹塗の矢河上より流くだる。則とりて床の辺にさし置く、つるに孕て男子を生めり、ひとと成る時、外祖父建角身命八尋の屋（37）を造り、八戸扉をたて八腹の酒を醸して神集につどへて七日七夜樂遊して子に語りていはく、汝が父と思はむ人に此酒を飲ましめよ、則盃を挙て天に向て祭をなし、屋の甍を分穿ちて天に昇る。いまし祖父の名によりて御名を可茂別雷尊と申す。いはゆる丹なりの矢（38）は乙訓郡の社に坐す火雷神也。建角身命と丹波の神伊可古夜日女と玉依日売三柱の御神は蓼倉里三井社（39）に坐す、三身の神坐す故に三身社といひしを今漸くに三井社と云と云々。此三井社は中賀茂の社にまします。上件の説、秦氏本系帳（40）には秦氏の女丹塗矢を感じて產生すといへり。小異同儀たれば略之。

た」と云います。賀茂建角身命は丹波の国の神野の神伊可古夜日女を娶つて子供をお作りになりました。始めは玉依日子でその次は玉依姫と名づけられました。ある時、玉依姫が石川の瀬見の小川で川遊びをしていた時に、上流から丹塗りの矢が流れきました。そこで、それを拾い上げて持ち帰り、床の傍らに挿しておきました。どうとう姫は妊娠して男の子を生みました。この子が成人となつた時に、外祖父建角身命は大きな屋敷を建て、八方に扉を作り、たくさんの中酒を醸造して、神様たちを招いて、七日七晩の宴会を催しました。そして、子に向かつてお前が自分の父と思う人にこの酒を飲ませてあげなさいと云いました。そこで、その子は酒の杯を高く差し上げて天に向かつて祈つた後、屋根を突き破つて、天に上がつて行きました。いま、この祖父の名を取つて、この子のお名前を可茂別雷神と申されます。いわゆる丹塗りの矢と云うのは乙訓郡の社におられる火雷神です。建角身命と丹波の神伊可古夜日女と玉依姫の三柱の神は蓼倉の里の三井社に鎮座されています。三柱の神様がおられるので、始め三身社と云つていたのですが、しだいに訛つて三井社（三所神社）と呼ぶようになつたのだと云うことです。この三井社は中賀茂の社にお祀りしています。このような説は『秦氏本系帳』には、「秦氏の娘が丹塗りの矢を感じて子供を産んだ」と書いてあります。少々違つていますが、同じ内容のことなのでこれは省略します。

無題記（41）云取要、夫れ天照太神・地神五代の住所は陰陽次第麗氣記（42）云、日本國人壽四萬歳の時、淡路の三上ノ嶽（43）にあまくだり給ひ、三十二大眷属を引率して庚申の年より春秋を送り給ふ事五十五萬五千五百五十年の次に布倉宮にうつり給ひ、丙申年より年月を送り五十六萬六千六百六十六年文八輪鳴に還り、戊申年より年月を送り五萬七千七百七十七年文八国嶽に移り、庚申年より年月を送り、五十八萬八千八百八十八年文丹波国与謝郡（44）にうつり給ひ年月を送り給ふ事六十一萬千百十年文己上外宮ノ御事也云々賀茂に約すれば上賀茂の御事也。又云、鷦大明神（45）三所たりといへども、実は是伊勢両宮是也、有口伝云々。

である」と云います。賀茂に関して云うと「これは上賀茂のことあります。また、鷲大明神が三所（三所神社）にあると云うのですが、これは伊勢神宮の内宮と外宮がこれです。このような言い伝えがあると述べています。

日本紀神代秘決（46）云、地神五代（47）は五形の神なり、五形を以て地の宗廟とし、天照太神を地神と申也、賀茂は天の神にして社稷第一の神と申也（49）、口伝深秘なる故不書之。社稷と云は是五穀の長精地神の主也、弘決（50）云、社は居也、土者吐也、土の生する所は口中物を吐がごとし。稷は五穀の長たり、土地より生ずる五穀を乳味として、群生を養育せる仁慈敦厚の靈徳広大なるを社稷の神と申也云々取要。

『日本紀神代秘決』<sup>にほんきじんだいひけつ</sup>といふ書物によれば、「地神五代は五形の神である。五形をもつて地神の宗廟として、天照大神を地神と申すのである。賀茂は天の神であつて、社稷第一の神（国の重要な祭祀で祀る、土地と五穀の神のうち最初に祀る神）と申すのである」。言い伝えが固く秘密であるがゆえにこれは書きません。社稷<sup>しゃくせき</sup>というのは五穀の長精<sup>あよなせ</sup>を司る地神の主であると書いています。「弘決」という本

又云、社といふ字示土とかけり、土地より萬物を生ズル体无量にし  
て名づけがたし、於中五穀の諸靈をとり稷字萬里を撰して国土の主  
たる靈神なれば宗廟と云になぞらへ、対して社稷の神と申也云々。

私記(51)云、國王、中土に位し坐て黃色(48)の御衣を著し給ふ  
と也、有口伝云々。

大江匡房卿記(52)云、賀茂神者日本國地主の神たりと云々略之。  
又或記(53)云、神山・加毛山同訓にして口伝あり。往昔此御神降臨  
まします所岩根あり、是を降臨石といふ、其神山御生所云々。

又云、加毛の神日向の襲の峯に大降りましまし、漸々山背の岡田に  
うつり給ひ、石川狹見の小川を見巡し、其清流をめでまして御手を  
洗はせ給ふ故に御手洗川と号すといへり。又天岩船を漕よせ、神の  
現形ましましける其所を御生所といふ。其御生所のわたりをみあれ  
野とも神代の浦ともいひ、船着の入江ともいへり。

にも「社は居を表し、土は吐である。土ができる所は口の中から物  
を吐くようなものである。稷は五穀の中でも最高の神である。土地  
から産出する五穀を乳味として、生きどし生ける者どもを養い育て、  
仁慈(じじ)すこぶる厚く、靈徳(れいとく)がすこぶる大きい神を社稷(しゃき)の神と申すので  
ある」と書いています。また、「社」という字は示す土と書いている。  
土地からすべてのものを産出するありさまは無量(はかり知れなく)  
であつて名づけるのは難しい。その中において、五穀の神々の靈を  
とり、稷の字は森羅万象を取り仕切るということで、国土の主であ  
る靈神であるから宗廟と云つてゐるのと同じように、それに対して  
社稷の神と申しているのである」と述べています。

『私記』には、國王は国土の中心に位置して黃色の御衣を着てお  
られる」と云う言い伝えがあると書いています。

大江匡房卿の書いた本(『江記』)によれば、賀茂の神様は日本の  
國の地主の神であるとのことですが、これは省略します。また、あ  
る本によれば、神山と加毛山(賀茂山)の訓は同じであると云う言  
い伝えがあります。ずっと昔にこの神様が降りてこられた場所に岩  
磐(いわら)があります。これを降臨石と呼んでいます。それは神山の御生所  
であると述べています。また、別の説では、加毛の神が日向の國の襲  
の峰に天から降り立たれ、やがて山背(山城)の國の岡田に移られ  
て、石川の瀬見の小川を見わたして、その清らかな水を大層お褒め  
になつて、お手を洗われたことから御手洗川と名づけられたと書い

ています。また、天の岩船を漕ぎ寄せて、神様が現世に姿を現されたその場所を御生所（みあれどころ）と云っています。その御生所の附近をみあれ野とも神代の浦とも云い、また、船着きの入り江ともいっています。

やまとかも海にあらしの西吹かば

いすれの浦に御舟つながむ

といへる歌は、賀茂祭の午の日詠じとなへ侍るふる歌也云々。

當皇太神宮の御事は書々説々おほしといへども、昔よりつかふまつる氏の宮人だも心符に秘し来なれば、外より本地とて決しあらはせる社記もなきにこそみえて候歟。吉田の某（54）諸社の神縁を注記せし中にも、當宮の御事は不詳と載たり。神祇の長官といふ吉田の社家すら本縁の正儀は書々にまどひて候やらん。然れどもト部兼邦百首和歌を詠じて神道の事を註せしには、國中に生るる人は賀茂の御神を氏神とこそいふべけれ、然に其の社の宮人をはじめ、此境より上下は祇園の氏子といひ、或は稻荷の氏子、今宮・御靈の氏子など云フ事更々本遠なき事也。それはうぶすなの神とこそ云つべけれ、

と詠んだ歌は、賀茂祭の午の日に吟詠される古い歌であると云われています。

この賀茂大神宮のことについてはたくさんの書物があつて説も多いのですがこれは昔からこの神社にお仕えしてきた賀茂氏の宮人でさえも心の中に深く秘密を守つてきたのであり、別にこの神様の本来の姿を求めて書き表した社記もないのですから、このようなことになつたのでしょうか。吉田の某氏がいろいろな神社の由緒を書いている中でも、この神社の事は不詳と書いています。神祇の長官という吉田神社の社家でさえも当社の由緒についてはいろいろな本を読んで困惑しているのでしょうか。しかし、ト部兼邦が百首も和歌を詠んで、神道のことに註を入れているのを見ると、この国に生まれる人は皆賀茂の神様を氏神というべきであります。ところが、その社の宮人を始めとして、この境界よりも上あるいは下の人々は祇園の氏子であるとか、あるいは稻荷の氏子、今宮や御靈の氏子で

あると云つてゐるが、これは全く根拠のないことであります。それはうぶすなの神と云うべきであります。山城の国の総社（最も高い位の神社）は賀茂の大明神で、特に天皇のいらつしやる都の鎮守の神様です。祇園は清和天皇の時代、八幡も同じ貞觀年間であります。

山城国の総社は賀茂大明神、殊に帝都の鎮守也。祇園は清和の御宇。

八幡もおなじ貞觀年中。稻荷は元明和銅に始まり。賀茂の御事は上古よりの御事也。世俗眞昧にしてかかる事を申あへり浅ましき事也。あを女（55）などの申あへるを上さまの人も聞しめして、それを本説に思召す事歎はしき事になん。もとより山城国、殊に愛宕の郡に生る人は賀茂太神宮の御氏子也、せめては年に一度参詣をもいたし、日に一たび北に向ひて祈念遙拝をもいたすべき事也云々。

又天子御拝の事を公家の御記に、加茂上下皆堂上にして御拝あり。枕上の事鳥羽・白川両法皇ことに北枕におはしますと云々。賀茂と伊勢御神此神国にして靈驗あらたなる大社におはします事はもうこしにも伝へうけ給りて、皇朝類苑（56）と云書に書載せしは、日本は神国にて專神道を奉て祠廟多し、伊州に大神あり、山州に賀茂神まします、三五歳の童子に託して禍福の事を降言すといへり。当御神の託宣おはしまし、或は夢に告させ給ふ事どもあげてかぞへかたし。神詠どもの勅撰集に入たりけるは、

稲荷は元明天皇の和銅年間に始まりました。賀茂の神社は遠い古代に始まつたことです。世間一般の人々は無知蒙昧で、このようなことを互いに言い合つていますが、まことに浅ましいことです。若い未熟な女などが云つてゐることを上流階級の人が聞いて、それを本當と思つてゐるのは嘆かわしいことと云わねばなりません。もともと、山城の国、殊に愛宕郡で生まれた人は皆、賀茂大神宮の氏子であります。せめて、一年に一度は参詣して、日に一度は北に向かつて遙拝すべきであると述べています。また、天子様が拝まれることは國の正史にも書き記されており、賀茂上下社を堂上から拝まれるそうであります。枕の事ですが、とりわけ鳥羽や白河の両法皇はいつも北枕でお休みになつてゐるそうです。賀茂と伊勢の神様はこの神の国において靈驗あらたかな大社であることは外國にも伝わつて『皇朝類苑』と云う本には、「日本は神国であつて專ら神道をあがめているので、神社（祠廟）が多い。伊勢に大神がおられ、山城にも賀茂神社があつて、三歳や五歳の小さい子供に禍や福の御託宣を云わせてゐる」と書かれています。この神様の御託宣があつたり、夢に見てお告げがあることは一々数えようがないほど多いのです。

我たのむ人いたづらになしはてば  
又雲分けてのぼるばかりぞ

神詠の和歌のうちで勅撰集に入つたのは、  
我たのむ人いたづらになしはてば  
ちよくせん

慈悲のめににくしと思ふ事ぞなき  
とがあるものは猶あはれにて

我たのむ人いたづらになしはてば  
又雲分けてのぼるばかりぞ  
慈悲のめににくしと思う事ぞなき  
とがあるものは猶あはれにて

鏡にも影みたらしの水の面に

うつるばかりの心とをしれ

是また賀茂に詣でける人の夢にみえける。

左兵衛督高遠（57）といふ人、賀茂に七日詣テけるはての夢に、  
御社よりちはやきたる女の文を持てまへにきたりけるを、あけて見  
侍りければかう書て侍り。

ゆふたすきかかる袂はわづらはし

ゆたけにとけてあらんとをしれ

この後やがて大貳に成て侍りけるとなむ。

頼もしなちかひたかへでもろ人の

待つためしにはなれをひかせん

此歌はある人賀茂大明神より歌を給ひけると夢にみておとろきて  
ければ、白きうすやうにかかせ給ひておかれたる御歌と申伝ける。

待つためしにはなれをひかせん

この歌は、ある人が賀茂大明神から歌を頂戴した夢をみて、驚き目

鏡にも影みたらしの水の面に  
うつるばかりの心とをしれ  
これまた賀茂神社に詣た人の夢に見えたのです。  
左兵衛督高遠という人がいて、賀茂神社に七日間參詣さんけいしたその終  
わりの日の夢に御社からたすきをかけた女が手紙を持って前にや  
つて來たので、開いて見たところ、次のような歌が書いてあります  
した。

ゆふたすきかかる袂はわづらはし

ゆたけにとけてあらんとをしれ

この後やがて大貳に成て侍りけるとなむ。  
頼もしなちかひたかへでもろ人の

待つためしにはなれをひかせん

この後やがて大貳に出世したそうです。  
頼もしなちかひたかへでもろ人の

待つためしにはなれをひかせん

覚めて見れば、白い「うすよう」にお書きになつた御歌であつたと申し伝えています。

又神縁に思ひよせたる詠歌ども多し。

続拾遺集（58）

ちはやふる別雷の神しあれば

おさまりにける天のした哉 後京極摂政（59）

続拾遺集

ちはやふる別雷の神しあれば

おさまりにける天のしたかな 後京極摂政

神山の高根にかかる白雲や

分し名残の空のかよひぢ 参議雅経（59）

天岩船を思よせし歌

神山に天の岩船こぎよせて

つなぎとめしも我君のため 三位賀茂氏久（59）

御生所の船つきといふを神主遠久がよめる

久方の天の岩船こぎよせし

神代のうらや今のみあれ野

是は風雅集（60）に入れらる。

神山の高根にかかる白雲や  
分し名残の空のかよひぢ

参議雅経

神山に天の岩船こぎよせて

天の岩船に思いを寄せた歌

つなぎとめしも我君のため 三位賀茂氏久（59）

神山に天の岩船こぎよせて

つなぎとめしも我君のため

三位 賀茂氏久

御生所の船着きと云うことを神主遠久が詠んだ歌は

久方の天の岩船こぎよせし

神代のうらや今のみあれ野

これは『風雅集』に入れられました。

## 第一 當宮本縁 諸書之説 祀註

- (1) 賀茂皇太神宮（かもすめおおかみのみや）皇太神とはもつぱすめおおかみ天照皇太神に用いるが、稀に熱田、賀茂などにも用いたことがある。（広辞苑）。賀茂について比較的古い用例は、天長八（831）年十二月壬申、賀茂齋内親王を交代させる淳和天皇の宣命の中に見える。「天皇我御命爾坐、掛畏皇太神爾申給波久、皇太神乃阿礼乎止女内親王、齡毛老、（すめらみこと）がおみ」とります、かけまくもかしこきすめおおかみにもうしたまはく、すめおおかみのあれおとめないしんのう、よわいもおい）云々」（日本後記、類聚国史、日本紀略、齋院記）。おそらくこの呼称の始まりは齋院をト定し、賀茂祭を中祀と定めたときと同時期ではあるまいか？。
- (2) 或神書（日本書紀（以下「紀」と表す）卷第一神代を示唆するか？ 註3参照。
- (3) 天地未分以下 「紀」卷第一神代上に「古天地未剖 隅陽不分 混沌鷦子 漢幸而含牙 及其清陽者 薄靡而為天 重濁者 淹滯而為地 中略 故天先成而地後定」（古に天地いまだ剖れず陰陽分かれざりしそき、まろかれたること鷦子の如くにてほのかに牙をふくめり。其れ清陽となるものはたなびきて天となり、重く濁れるものは淹滯いて地となる、中略 故、天まづなりて地後に定まる。）とあるのに同意。
- (4) 神詠 出所未詳（賀茂皇太神宮記か？）「神代より先」に意味あり。伴信友はこの詠を非難する。
- (5) 同私記 「日本私記」を指すか。同私記は平安期成立の日本書紀注釈書で、鎌倉中期成立の「釈日本紀」（占部兼方撰全二十八巻）の基となつたもの。
- (6) 口決（くけつ） 文章に書かず口で直接伝える大事、誓詞を師家に出して伝授を受ける。
- (7) 豊葦原ト定伝 不詳。天台僧慈遍（△徒然草）の作者、ト部兼好の兄弟）が新待賢門院廉子の求めに応じ、後村上天皇のために撰述した神道概説全三巻を豊葦原神風和記という（興国三年（1340）成立）。これが？。
- (8) 天高市（あまのたけち）、經津主、武甕槌二神の葦原中國平定が終わったとき、天に帰るべく八十万神を集結させたといふ地（「紀」神代下）、当本縁では前後を逆転させてくる。
- (9) 武雷の神（たけみかづちのかみ） 建雷の命、伊邪那美的命の化成。御刀の本の血より生ず。後出武甕槌神に同じ。鹿島神宮祭神とされる。
- (10) 齋主の神（いはひのかみ）（「紀」神代下九段一書）下總國香取郡伊波比主命、香取神宮の祭神（「続後記」承和三年五月条）。「古語拾遺」は香取祭神を経津主とする。（古語拾遺、大同二年（807）齋部広成撰）

(11) 建角身命（たけつぬみのみ）と 賀茂建角身命、「紀」に因れば天鉢女命が送り届けた神は建角身命でなく、猿田彦命となつている（註12）

(12) 天鉢女命（あめのうづめのみこと） 「紀」神代紀第九段第一の書に五部神の一つとして天下り先導。また、天孫降臨の先導者衝神（ちまたがみ）に女性的魅力をもついて本身が猿田彦である」とど、目的地五十鈴川を白状させた。猿田彦に同行。

(13) 磐樟船 「紀」卷一神代上第四～五段、次生月神 中略 次生蛭子 雖已三歳 脚猶不立 故載之於天磐樟棹船 而順風放棄 次生素戔鳴尊とある。祝紀所引播磨風土記逸文にも同例あり。鳥は地上海上を自由に飛ぶので「交通手段」を比喩する。楠の丸木船は弥生・古墳期に中部～関西に出土。天の岩舟と同義。

(14) 神代浦 注50参照、神山御生所をいう。伴信友「瀬見の小川」はこの件りを説明なりとして斥ける。

(15) 三の神宝 八坂瓊杵玉、八咫鏡、草薙の剣（「紀」神代）。

(16) 応化（おうげ）（応現変化）の略、菩薩が世を救うためいろいろ形を変えて出現すること。

(17) 百王 神武天皇の御後百王と聞こゆ（愚管抄）。

(18) 経津主（ふつぬし）故、天照大神後遣武甕槌神及経津主神先行駆除（「紀」神代）。石上、香取両神宮祭神、物部氏祖。

(19) 垂迹 仏が衆生を救うため種々の形に変えて現わること

（本也）。平安時代以後日本古来の神もすべて仏の垂迹であるといふ説が普及（本地垂迹説）。

(20) 上宮太子記 上宮記。聖德太子作と伝える神話・皇統譜を中心とする史書。現在伝存せず。（祝日本紀は逸文を引用して記紀の所伝を補う。その用字法が天寿國繡帳のものと一致する故、成立は推古朝直後にまで遡るかと。例えば記紀にはない繼体天皇の出自の系譜を記す）

(21) 四神相應 四神は青龍（東）、白虎（西）、朱雀（南）、玄武（北）。地相が四神に相應している様をいう。（平家物語卷五）。

(22) 減後百七十年余 聖德太子（敏達二年(574)～推古三十年二月二十二日(632.4.8)薨） 没後百七十年は792年（因みに平安遷都は延暦十三年十月(794)）。

(23) 月神 伊弉諾尊が天照大神を生んだ後右目を洗つて生まれたのが月読命。

(24) 龍神 水神の普遍的な形。洪水神。（例えば羌の共工氏、夏の禹、女媧など）

(25) 貴布櫛大明神 貴布櫛神は伊弉諾尊の子高<sup>たか</sup>櫛<sup>おの</sup>神<sup>のかみ</sup>。水の神、祈雨止水に靈験。注進雜記撰進のころは賀茂社の摂社。絶えず両社間に争論あり。（龍は竜の形をした水の神。岡や水辺に住むとされた。竜は竜なり（説文）、善神なり（玉篇）、「竜々、雷声なり（集韻）」とある。万葉集では雲や雷を司る龍形の神（記）とされ（万

104)、また、罔象に対する龍形の神（記）とする。雷神との関係が深い事は注意される

(26) 山城国風土記 祀日本紀所引山城国風土記逸文。この文は表記法並びに記事から推して続紀（続日本紀の略称）和銅六年三月二日条の風土記撰進の命により撰進されたものの一部と見られる。（地名表記が郷里制（靈龜三年以後）に依らない）この本縁の引用する諸書のうち最古の文献。従つて本縁の中核をなす記事。山城は山背が正しい。

(27) 日向の国曾の峯 「続紀」和銅六年四月三日条に丹後、美作、大隅の三国をそれぞれ丹波、備前、日向から分国したとある。このとき日向の国肝坏、贈於（そお）、大隅、始邇（あいら）の四郡が大隅の国に入つた。続紀に記す詔は風土記撰進に当たり、地名等を二字の嘉称で表せと命じて「曾」は「贈於」と記されてゐる。曾の峯は大隅国贈於郡霧島の「高千穂」の峯を指す（今、鹿児島県姶良郡に属するが明治二十八年以前は曾於郡であつた）。

(28) 神倭石余彦 人皇第一代神武天皇

(29) 御前（みさき）に立ち 「紀」神武天皇即位前紀戊午年六月条に、「朕今頭八咫鳥を遣わす 以て郷導者くにのみちざかとし給え」。記（古事記、以下記）は八咫鳥。姓氏錄（新撰姓氏錄、弘仁六年（815）万多親王撰）山城神別「鴨県主」条に、神魂命の孫鴨建津之身命が大鳥に化して天皇を導き八咫鳥の名が起つたと。鴨県主、賀茂県主の祖

と記す。鴨県主の大和朝廷での「主殿」としての「車駕行幸供奉」「秉燭照路」の名負の氏としての職分（職員令）からの説話が成立したとの有力な学説がある。（佐伯有清、新撰姓氏錄の研究）。「紀」神武紀二年二月条には、八咫鳥の苗裔は葛野「主殿」県主部是也（葛野とのもりの県主あがたなしこれなり）とある。職員令（養老律令の一部）の記載では鴨県主が主殿・主水の名負氏であり、葛野は古くは葛野に限らず愛宕、乙訓などを含む北山背の広い地域を指していた（異説あり）事などから、この葛野「主殿」県主とは後の鴨県主に他ならないとされる。

(30) 大倭かつらき山の峰 大倭は大和の古名。天平勝宝四年十一月より天平宝字二年二月までの間に大和と改称。葛城（もとは葛木）は「紀」神武天皇紀己未年二月、皇軍葛の網を結びて掩い襲を殺す、因りてその邑を葛城と改む。大和葛城に鴨を冠する神社、地名数力所有り。姓氏錄大和國神別に「賀茂朝臣は大国主の神の後、太田々禰古命の孫也 大賀茂都美命（大賀茂足尼）賀茂の神社を斎き奉る」とあり。鴨公氏は壬申の乱の功により、真人に次ぐ第二の高位の姓「朝臣」に列した。「続紀」天武天皇四年十一月二十八日条に、大倭國葛上（かつらきのかみ）郡の鴨君粳売が一度に二男一女を生み、恩賜にあづかったとあり、鴨を名乗る人物の居住が確かめられる。

(31) 山代の国 壬申の乱（672）以前は「山代」、ついで「山背」（大

宝元年(701)大宝律令、延暦十三年(794)平安遷都の折「山城」に改む。その國の名を指す区域は時代と共に拡大したことは大和と同様。賀茂のある北山背の地は古來葛野と称した（応神天皇御製と伝える古事記歌謡四十一、注33参照）

- (32) 岡田の賀茂 「続紀」和銅元年(708)元明天皇山背国相楽郡岡田離宮行幸の記事あり（元年九月二十二日条）。このとき「加茂里」と「久仁里」に稻三十束宛を賜つた。当時の制で賀茂は相楽郡岡田郷加茂里（靈龜三年以前の称、以後は郷）。ついで「続紀」和銅四年(711)正月条に、岡田駅を都亭の駅に定めている。平城遷都により古東海道の要所となつた。また、「続紀」文武天皇慶雲三年二月十四日条に山背国相楽郡の女性「鴨首（おびと）形名（かたな）」が六人の子を三回に分けて生み詔を賜つた記事があり、鴨氏を名乗る人物がこのあたりに居住した事が知られる。なお、延喜式神名帳に相楽郡岡田鴨神社（祭神 賀茂建角身命）がある。
- (33) 山代川 木津川の古称（仁徳天皇妃磐姫、古事記歌謡）、また、泉川ともいう。
- (34) 葛野河と賀茂河 葛野河・桂川の旧称。秦氏による治水の功で古來著名。ここにいう、「あふところ」は現在の京都市伏見区鳥羽から横大路・淀にかけての地の一帯か？。
- 今、南区上鳥羽に「鴨田」・「塔の森」などの地名が残つてゐる。（伴信友へ瀬見の小川▽は鴨県主の職掌「主殿」を訛つたとする）。

また、姓氏録山城神別に、山城国乙訓郡羽束師郷（伏見区羽束師一帯）を本拠とする西泥土師部（かわちはのはづかしべ）氏があり、「鴨県主同祖」、鴨建玉依彦（建角身命の子）の後とする。（なお、明治四十四年刊の京都府愛宕郡下鴨村志に下鴨社古制の職員のなかに駆人（公人とも）が見え、その注記に鴨建津身命五世の孫多加比より別れた西泥土部（にしのはにしべ）氏と記されている。また、左京区高野竹屋町に下鴨末社の賀茂波爾神社（別称赤之宮）がある。）

さらに、川向かいの地に、延喜式神名帳の山城国紀伊郡飛鳥田神社（一名柿之本社 祭神賀茂別雷神）、真幡寸（まはたき）神社二座が見え、「日本後紀」弘仁七年(816)七月条に山城国紀伊郡飛鳥田神、真幡寸神が官社の例に預かり、並びに鴨別雷神の別なり、と記す。令集解（養老律令の注釈書）には、真幡寸神社は加茂別雷神の蘇神なりと見える。蘇とは賀茂祭の御阿礼神事にもちいの賢木に垂らす綵色帛（あやぎぬいろきぬ）をいう（秦氏の神説は誤り）。

飛鳥田神社は伏見区横大路にある柿の本神社がそれに当たる。一方、真幡寸神社は爾来今の中島（往古の真幡寸の里）の城南の森に「城南の神」として祀られてきたが、幕末文久三年、孝明天皇が攘夷祈願のため石清水に参詣された途次行幸されたのを機に、ここに平安後期の鳥羽離宮にあつた鎮守の神（祭神国常

立尊 息長帶姫命）を改めて「城南宮（じょうなんぐう）」として再祀するに及び、その境内摂社として残され今日に至っている。

ただ、この二社が鴨別雷神社より後にこの風土記の記事にちなんで祀られたのか、その先に存在したかは明らかではない。

(35) 久我の国<sup>ノ</sup>北の山基 京都市北区大宮の久我神社（旧称氏神社）の辺りという。久我は往古南山背の山代に対して、許（こ）、宇治（紀伊両郡）の国と並び北山背を占めた地域で葛野、愛宕、乙訓などの旧称ともいう。（伴信友へ瀬見の小川）、平良泰久へ京都の遺跡I▽、は加茂神の勢威が高まるにつれ久我の名が廃れたとする）。また、この三郡はもと一括して葛野と称したが大宝令の施行により三郡が分かれたとの説もある。（黛弘道、井上光貞など、ただ、千九百八十年から八十一年にかけての藤原京の発掘で「弟国評」と記した木簡が出てこの説の根拠は薄れた）。（直木孝次郎他 続日本紀釈注）

「紀」垂仁天皇紀には丹波の竹野媛が容姿悪く國に帰される途次葛野にいたり駕籠より落ちて死に「墮國」と称したがこれが「弟国」に訛つたともいう。兄国（葛野）との分郡の時期はさらに遡るのかもしれない。

一方、延喜式神名帳には乙訓郡「久何神社」を記す。この神社の「久我の森」は歌枕として古今六帖の大伴郎女、藤原光俊の歌によつて知られる。また、貞觀十六年四月(874)に「興我萬代繼神（こ）

がのましろつづきのかみ）」に從五位の神階を受けたことが三代実録にある。京都市伏見区久我の森、今の久我神社がそれという。さらに、「記」崇神天皇段に、彦坐王（ひこいますみこと）を遣して、旦波（たには）の県に「玖賀」耳之御笠なる人物を討たせた、とあり、伊加古耶姫（別雷神の祖母）の出た丹波と久我の緊密な関係を伺わせる。考古資料でも、向日市の寺戸大塚古墳、樅原の百々池古墳などの乙訓の前期古墳（三世紀終～四世紀初）と丹波園部町の垣内古墳は特異な同范鏡の三角縁仏像鏡を共有している事が知られ、久我と丹波の交流を示している。

向日町元稻荷古墳は埴輪などの形態から箸墓古墳などと同時代の築造とされ日本最古の時期に遡る（三世紀半）。また、樅原（京都市西京区、もと乙訓郡）の「天皇の杜古墳」は奈良宝来山古墳（伝垂仁天皇陵）と同一企画で共に埋葬主体の首長と初期大和政權との結びつきが窺える。（樋口隆康編 京都考古学散歩 平良泰久 京都の遺跡I）。（いずれも、埋葬主体に鴨氏を比定する。）

(36) 神野（かみの） 延喜式神名帳に丹波国水上郡神野神社（頭注に建角身命婦伊賀古弥日売命也と記す、兵庫県水上郡水上町御油）和名抄に、水上郡賀茂郷があり、下鴨社々領に水上郡三和庄（中右記、元永二年十二月(1119)条丹波御厨）が見える。同じく「帳」に桑田郡神野神社（亀岡市宮前町宮川）がある。当時賀茂御厨が存し、ここに分祠したか？（瀬見の小川）と。

(37) 八尋屋、八戸扉、八腹酒 同種の表現は記紀に類例あり（履中紀）、八腹酒（「記」八俣大蛇段、醸八折之酒）など。

(38) いわゆる丹ぬりの矢は乙訓の社に坐す火雷也 丹塗矢につき三つの説あり。原文「所謂丹塗矢者乙訓郡社坐火雷神在」。第一説はこれを「(今) 所謂丹塗矢乙訓郡社坐、火雷神在」(今、いわゆる丹塗の矢は乙訓の社に坐す、火雷神もませり)とよみ、丹塗矢と火雷神を別の神格とする。すなわち、丹塗矢は「記」の大山昨神坐葛野松尾用鳴鑄神者也（大山昨神は葛野のまつのおにますなりかぶらのかみなり）、との記事や秦氏本系帳の「大宝元年(701)秦都理が松尾に勧請し奉り始めて神殿を立つ」との文とこの賀茂縁起の風土記の文を矛盾なく解そうとしている。丹塗の矢は松尾や日吉の祭神大山昨神の物実で、この二社は賀茂建角身命の女婿であることになる。火雷神は別雷神の一名であり、大山昨神はその後松尾や日吉に移ったが、別雷神は乙訓の社にとどまつたとする（本居宣長へ古事記伝／・伴信友へ瀬見の小川）。

他の一説は丹塗の矢は「乙訓郡に坐す火雷神」であると解する。

国史には、「続紀」大宝二年六月条に、山背国乙訓郡火雷神に旱<sup>ひだり</sup>とに祈雨したところ著しい靈験があつた事を初出とし、宝亀五年、延暦三年などにも記事がある。延暦三年の長岡遷都では賀茂二神に従二位、松尾、乙訓両神と共に従五位の下を授けていた。以後累進し、従四位下の神階に叙し、延喜式名神大社とされた。しか

し、延喜式以後朝廷の奉幣が絶えると、その後記録から消え、兵火なども被り社殿も廃絶したらしい。今、長岡京市井内内畠に角宮神社があり主神を火雷神とし、建角御神・玉依姫命・活目入彦五十狹茅尊・建雷神・經津主命・天兒屋根命を祀る。社伝に後土御門天皇の命でト部兼俱によつて、文明十六年(1484)に再興されたとある。ただ、向日神社も火雷神を祭神の一つ（主神は火明命、尾張、六人部、石作氏などの祖）と主張していて両社に争論があつたが、明治の「特選神名牒」で式内説が支持された（柴田実監修 京都府の地名）。

なお、「中右記」大治二年二月条所載裏書の「御記」天長七年二月一日条(830)に山城国乙訓社の祝、祝部真茂の名がみえる。祝部は「姓氏錄」山城神別に「祝部（鴨県主）同祖建角身命の後なり」とあり、この一族と思われる。同族に「祝部枚麻呂」（天長元年四月(824)補鴨別雷大社祝—類聚国史）、「祝部春里」（鴨上社禰宜一年中行事秘抄天暦四年条）など鴨社の社司の名がある。

さらに、日吉神社の神官も祝部を名乗つてゐる。江戸初期の神官、禰宜正四位上大藏卿祝部宿禰行丸の「日吉社神道秘密記」に始祖を「琴御館宇志丸」とし、その三十七代の後裔と名乗る。この宇志丸は下鴨の「賀茂神官鴨氏系図」の鴨県主賀弓の尻付（しつき）に「此人五世子孫（鴨県主宇志）大津朝祝仕奉 而庚午年籍負祝部姓（おおつちょうにつかえたてまつりて、こうごねんじ

やくにはうりべの姓をおう」とあるのと同一人。以後祝部宿禰を名乗つて連綿として日吉社の神官を勤めた。

第三の説は、貴布禰奥宮と賀茂上社は奥宮と里宮の関係であつて、いずれの祭神も別雷神とみて、御阿礼神事で奉遷した神靈も

貴布禰新宮の神靈も同一とみる（座田司氏へ賀茂祭神考、御阿礼神事）。この説によりながら、丹塗の矢が川上から来たことから貴布禰神こそ火雷神であつて、それは、もと遙拝殿であつた賀茂社本殿の向かう神山山頂と、北方の貴船山、神山南麓阿礼ヶ池・神原の貴布禰新宮、現在の御生所の丸山と賀茂社本殿が直線上に位置することをその証の一つに挙げる見解もある（大和岩雄：賀茂上社、下社の祭祀氏族と祭事）。

(39) 蓼倉里三井社に坐す 延喜式神名帳頭注（一般に頭注と称する）に山城國風土記に曰く「蓼倉里三身社、三身社者賀茂建角見命也、丹波伊可古夜日女也、玉依日女也、三柱神身坐故、号三身社、今訛謂云三井社」と記す（愛宕郡三井神社、名神大、月次、新嘗）。

蓼倉里は和名抄に愛宕郡蓼倉郷とある所、近世の下鴨、田中二村の地。三井社は明治二年の「鴨皇太神宮御鎮座御由緒書」（鴨社述）に河合社、比良木社などと共に摂社五社の一に挙げ、河合社の南方に坐す、北面。とみえる。（現在は本社に接する西隣にも祀る）

ここに、和銅六年撰進の風土記に下社の名が無いのは、少なくともその当時には下社が存在しなかつたことを示し、下社は奈良時代の中頃までに上社から分立したと見る説が有力である。（肥後和男、井上光貞、佐伯有清、座田司氏、岡田精司氏他）。

特に、井上光貞教授は賀茂氏の諸系図の諸伝本を校合して、この系図が奈良朝末期に成立したことを明らかにすると共に、その記載内容の史料としての価値を認めて、それに当時の戸籍・木簡・文書をも総合して「カモ県主の研究」を著した。この研究は、これら諸史料の考証を通じて鴨県主の存在形態をあきらかにし、成立期以来の大和朝廷内廷と県との関係の推移や、県主神社の祭祀、県主一族はじめ県の内部構造を鮮やかに浮き彫りした日本古代史学上の記念碑的な論文と評される。

この研究により下社に伝承された系図をはじめ、奈良時代中期以前のカモ社やカモ氏に関する諸史料は、実はその系図を含めて、すべて当時唯一のカモ社すなわち上社のことを記したものであることが解明され（系図の人名の譜の記載と、国史やその他の同時代史料の封戸神田の記載の比較や、系図記載の人名と一致する人物の居所が正倉院文書で上社の近傍の岡本里にあるとする記述などを根拠としている）、下社は天平十八年から天平勝宝二年までの間に上社から分立し、県主一族もこの時以降、上と下に分かれたことが明らかになつた。

なお、分立の理由は、民衆の崇敬を基盤とする賀茂社の強大化に手を焼いた朝廷が勢力の二分をはかつた宗教政策の結果であるとされる。

また、この時期に丁度、大和の賀茂朝臣氏が数代にわたって神祇官の幹部・神祇大副の職を占め、陰陽道にも進出することが顯著になる傾向にあって、その画策を背後事情の一つと指摘する考え方もある（直木孝次郎「賀茂神社と神祇官」へ続日本紀研究6—1▽）。（詳しくは、井上光貞：上記論文「日本古代国家の研究」所収、佐伯有清：鴨県主氏の系図「古代氏族の系図」所収、同氏：山城神別武津之身命後裔氏族の各条および鴨脚家本鴨氏本系帳残簡「新選姓氏録の研究」所収などを参照）。

（40）秦氏本系帳 本朝月令所引。本朝月令は平安時代初期に編

まれた年中行事の書。惟宗公方撰（惟宗氏は秦氏の後裔もと六巻。十世紀初の成立。四～六月の一巻が伝存）。賀茂縁起として前記の風土記逸文の他、賀茂川を葛野川、玉依日売を秦氏の女、丹塗の矢は松尾大明神（大山咋神）とする異伝も伝える。

（41）無題記 不詳

（42）麗氣記 両部神道の代表作、全十四巻四卷、（空海撰、役行者撰説などがある）。鎌倉時代後期、真言僧の撰。伊勢神道との交渉過程で成立。伊勢鎮座、祭神を真言流に解釈する。

（43）淡路三上嶽、（布倉宮、八輪島、八国嶽） 所在不明。

（44）丹波国与謝郡 丹後国与謝郡（丹後は和銅六年四月丹波より分国）宮津市府中の籠神社（別称元伊勢宮）を指す。

（45）鷦大明神 鴨大明神に同じ。三所大明神、鴨上下社と松尾社を併せていう。

（46）日本紀神代秘決（神代卷口決）全五巻。忌部正通撰、貞治六年（1367）成立。儒教・宋学を援用、江戸時代の神道研究に多大の影響を与えた。

（47）地神五代五形の神 別天神五柱（ことあまつかみいつはしら）、（天之御中主神、高御産巣日神、神産巣日神、宇摩志阿志可比古遲神、天常立神）のことか？。紀本書には神代七代（かみよななよ）の伊奘諾尊、伊奘冉尊の子に山川草木（海、川、山、木祖、匂匂廻馳、草祖・草野姫を掲げる）がある、これか？。

（48）黄色の御衣（くわうえのおんぞ）（1）浅葱（淺黄）の袍、無位の人が着用。（2）黄色の法衣、ここは（2）の意味、法服。

（49）天照太神を地神と申す也、賀茂は天の神にして社稷第一の神と申す也 天照大御神と賀茂の祭神の天と地を逆転させている（伴信友の批判あり後出）。社稷は土地の神（地神の主）と五穀の神（五穀の長精）の意。國家の崇め尊ぶ神、ひいては国家、朝廷。

（50）弘決（口決） 神代卷口決のこと。日本書紀弘訣 日本書紀神代口訣とも皆同じ。前掲。

（51）私記 本巻注（5）参照。日本書紀私記。

(52) 大江匡房卿記 匡房・権中納言(1041~1111)。朝廷典礼や有職故実に通じた当代随一の学者。儀式書「江次第」。別に口記(「江記」、逸文のみ残る)。」」は江記を指す。

(53) 或記・神山 以下の引用文から推して賀茂皇太神宮記を指すものと思われる。なお、幕末の国学者の伴信友は「瀬見の小川」の中で、賀茂社の祭神のことは、昔から甚だ紛らわしい説が多い中で、「賀茂皇太神宮記」(応永二十二年書写の奥書き)と云うものに引用して、「千早振る神代の昔、天の八重雲押し分けて、日向の国高千穂の峯に天降らせ給ひて、宮柱太敷たててぞ、久し止まります、それより大和國葛城の峯に宿り給ひて、これより山城の岡田の賀茂に遷坐し給ふ、北の山の麓より二つの小川流れ下りし、此處にて落ち合へり、此の川波静かにして細う狭く底淺かりしかば、御神これを愛で給ひて、石川の瀬見の小川となむ宣ひて(考えるに以上の文は風土記の説に不要な飾り語を加えて書いたものだ)、御手を濯ぎ給ふが故に御手洗川とも申すなり、久方の天の岩舟漕ぎよせて、御神の形を現し給ふが故に、御生所とは申奉るなり、賀茂の御社の御事は、天降り給ふて、天皇の御祖神なれば、御恵みの深き故に崇め敬ひ、重んじ給ひて、二十二社の内にも、殊に例年神事祭礼度々なり云々、王城の鎮守として御恵深く眦を巡らし給ふ云々」と云つてゐる。これは建角身命の天降り給うたという由の風土記の文をいせたか逸脱して、饒速日命が、

天磐船に乗つて天降つた故事を紛らわせ、また、建角身命と云う名前を隠して、一ヶ所も云わず、御祖神という呼び名を利用しておそれ多くも畏き天皇の御祖神とまで謀り偽り、さらに、その御祖神ですら神として祀つてゐる別雷神のこととを一言も言わないのは、全くけしからぬ妄説である。このような偽説を造り言い出したのは、中古からの事で、それから世に弘まつたという。例えば新古今集(1205年撰進)、賀茂の社の牛の日詠ひ侍りける歌、「やまとかも海に風の西吹けば何れの浦に御船つなむ」(大和は海のない国、整わない歌である)。また、風雅集に賀茂氏久が「神山に天の磐舟こぎ寄せてつなぎ止めしもわか君のため」」の作者の御生木に云々の歌は古伝と云えるのに、この歌の故事は信じられない)顯照集に「久方の天の磐舟漕ぎ寄せし神代の浦や今のみあれ野」この外に先の偽説に基づいて詠んだ歌が散見され、さらに、あの天の磐舟に始まつてみあれ野をへ神代の浦と云い、またへ船着きくなどと云う所もあって、その古蹟であるなどと称するらしいことは、論ずるに足らない謾説である(賀茂注進雑記に、神詠として、「千早振別雷山に住宮之底天くだる」と神代より先」と云うような歌さえも載せたことは余りのことといわねばならぬ)と悪評を極めている。

おもうに、注進雑記の当宮本縁記述の基本姿勢が賀茂社を皇太神宮や皇室と同等若しくは上位に置こうとする夜郎自大的意図で

貫かれており、その方法は、日本書紀神代巻の文章や神格を持ち出して、その文を流用しながら、結論を変え、前後を逆転させるなどの粉飾を施し、その事蹟を御祖神（建角身命）の所為とするなど多分に付会牽強の跡が認められ、信友ならずとも直ちに受け入れ難い虚構であることは間違いない。当時、葵紋を共有する徳川家への阿りがあつたのかも知れない。一方、厳格緻密な考証に定評のある本居宣長、伴信友の流れを引く国学が維新時の国家神道の基盤となつた中、斯かる賀茂神道との隔たりが明治維新時代の賀茂に対する神祇政策に及ぼした影響が注意される。

- (54) 吉田の某<sup>なまか</sup>　吉田兼俱(1435~1511)　か?　吉田神道の創始者。江戸幕府の神職統制の触書「諸社權宜神主法度」(寛文五年(1665))に「社家の位階はすべて吉田家の執奏による」とされたが、賀茂社家など二十二社は例外的に社家伝奏(賀茂は賀茂伝奏)の所管(同法度二条)とされて吉田家の境外。
- (55) あを女　　あを男の對。若年未熟者、青二才。市井の女<sup>めのわらわ</sup>。
- (56) 皇朝類苑　七十八巻。目一巻。宋、江少虞著。北宋の風教に関する遺事を收める。(後水尾天皇勅命、元和七年勅版)。
- (57) 左兵衛督高遠　藤原朝臣、三十六歌仙の。左兵衛督は近衛大将に次ぐ衛府の官。
- (58) 続拾遺集　二十一代集の一、勅撰集。
- (59) 後京極摂政・参議雅経・賀茂氏久・同遠久　後京極摂政は九条

良経(1169~1206)、兼実の子、新古今集仮名序の作者。参議雅経は飛鳥井雅経、従三位右兵衛督。新古今集選者の一。賀茂氏久は賀茂別雷神社神主。従三位。久之一流祖、正応元年薨(1288)、歌人。後鳥羽院の落胤説が有力。同遠久は同社神主。正四位、歌人。氏久二男。

(60) 風雅集　第十七代勅撰集、光嚴上皇撰。